

川内村耐震改修促進計画
(改定)

令和 4 年 3 月

川 内 村

目 次

1 基本方針

2 耐震化の現状及び目標

- (1) 想定される地震の規模、被害の状況
- (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

3 住宅耐震化の実施計画

- (1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針
- (2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策
- (3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

4 建築物耐震化の実施計画

- (1) 地震時の建築物の総合的な安全対策
- (2) 優先的に着手すべき建築物等の設定

5 その他耐震化を促進するための施策の概要

- (1) ハザードマップの作成・公表
- (2) 相談体制の整備・情報の充実
- (3) パンフレットの作成とその利活用
- (4) 各行政区との連携
- (5) 関係団体等による協議会の設置及び連携
- (6) その他

資 料

川内村耐震改修促進計画

1 基本方針

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われたが、地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。また、倒壊した建築物等は、非難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招いた。

このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定に適合していない住宅・建築物であった。

その後も新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、石川県能登半島沖地震、新潟中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発し、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）ではマグニチュード9.0を観測した大地震と、岩手・宮城・福島を中心とした太平洋沿岸部を巨大な津波が襲い、甚大な被害をもたらした。本村では震度6弱を観測し、現在も避難生活や復旧・復興が続いていることから、改めて地震による被害の大きさと復旧の難しさを認識させられる。

福島県においては、福島盆地西縁断層帯地震、会津盆地西縁断層帯地震、双葉断層地震、福島県沖地震、宮城県沖地震の発生が懸念され、とりわけ宮城県沖地震についてはその発生確率が30年以内で99%と公表されており（政府地震調査研究推進本部により平成19年1月10日公表）本村への影響も無視できない状況にある。

このような中、本計画は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成19年1月に福島県耐震改修促進計画が策定され、本村においても今後発生が予想される大地震等から村民の生命を守るために、木造住宅等の耐震化を総合的かつ計画的に促進すべく平成21年3月に「川内村耐震改修促進計画」を策定し、耐震化に取り組んできたが、東日本大震災や令和3年の福島県沖地震による甚大な被害や社会情勢の変化により、本計画の見直しを行います。

2 耐震化の現状及び目標

(1) 想定される地震の規模、被害の状況

福島県の内陸部には、「福島盆地西緑断層帯」「会津盆地西緑断層帯」「双葉断層」が主要活断層であり、海洋部では「福島県沖地震」が想定されるが、川内村地域防災計画では、「双葉断層地震」「福島県沖地震」が本村へ大きな影響を及ぼす地震と想定されている。

予想される地震の規模、被害の状況の概要は次表のとおり。

表1 定量被害想定結果の概要 (福島県地域防災計画 地震・津波災害対策編より抜粋)

想定区分	福島盆地西緑断層	会津盆地西緑断層	双葉断層地震	福島県沖地震
想定地震	M7.0W=5kmD=10km	M7.7浅部D=20km	M7.0W=5kmD=10km	M7.7浅部D=20km
想定震度	最大6強	最大6強	最大6強	最大6弱
木造大破棟	11,306棟	11,031棟	7,723棟	4,733棟
非木造破壊棟	497棟	324棟	217棟	158棟
死者(夜/昼)	840人/327人	749人/278人	553人/203人	346人/131人
負傷者(夜/昼)	4,323人/4,343人	4,604人/4,476人	2,908人/2,948人	1,632人/1,661人
避難者	51,621人	38,366人	28,599人	35,798人

(上表数値は想定影響地域の総計を示した。)

(2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

① 住宅

令和4年3月現在、本村の住宅の耐震化の状況は表2のとおりである。居住世帯のある住宅約1,450戸のうち、耐震性がある住宅は約866戸で耐震化率は59.72%である。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和12年度までに95%とすることを目標とする。

表2 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標 (単位:棟)

令和4年3月現在

区 分	昭和56年 以降の住宅 ①	昭和55年 以前の住宅 ②	住 宅 数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④	耐震化率の 目標 (%) (令和13年度末)
		内耐震性有 ③				
木 造	545	864	1,409	830	58.91	—
		285				
非木造	36	5	41	36	87.80	—
		0				
合 計	581	869	1,450	866	59.72	95
		285				

*木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋、鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。

*平成15年に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき、昭和55年以前の木造住宅のうち33%を耐震性有とした。

*昭和55年以前の非木造住宅のうち、昭和46年以前のもの耐震性がないと見なした。

② 特定建築物

本村には、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)(以下「法」という。)第6条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物(以下「多数の者が利用する特定建築物」という。)が総数1棟存在し、この建築物については耐震性能を有することを確認している。

なお、法6条第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物はない。

また、法6条第3号に規定する地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(福島県地方防災計画の緊急輸送路に限る)の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物はない。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があるが、本村においては、現状の耐震化率は100%であることから、現状維持を目標とする。

表3 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の目標 (単位:棟)

令和4年3月現在

	昭和56年 6月以降の 建築物 ①	昭和56年 5月以前の 建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④	耐震化率の 目標 (%) (令和13年度 末)
		内耐震性有③				
法第6条 第1号	1	0 0	1	1	100.0	100
法第6条 第2号	0	0 0	0	0	-	
法第6条 第3号	0	0 0	0	0	-	
計	1	0 0	1	1	100.0	

表4 特定建築物(用途ごと)の耐震改修目標値 (単位:%:棟)

令和4年3月現在

	現況 (令和3年度末)	目標値 (令和13年度末)	公共建築物		民間建築物	
			現況	目標値	現況	目標値
特定建築物(法6条第1号)	100.0 (1/1)	100	100.0 (1/1)	100	—	—
防災拠点施設 (庁舎・公益上必要な施設)	—	—	—	—	—	—
避難施設 (学校・体育館等)	100.0 (1/1)	100	100.0 (1/1)	100	—	—
緊急医療施設 (病院・診療所等)	—	—	—	—	—	—
不特定多数が利用する施設 (ホテル・旅館・銀行・遊 技場)	—	—	—	—	—	—
多数利用する施設 (賃貸住宅・事務所等)	—	—	—	—	—	—

③ 防災上重要建築物

本村には、川内村地域防災計画で指定された防災上重要建築物（防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設、住居施設）が9棟あるがそのうち6棟（66.6%）の建築物については耐震性を有し、3棟（33.3%）の建築物については耐震診断を行っていないかまたは耐震性が不十分であると推計される。

防災上重要建築物は公共施設の割合が高く、優先的に取り込む必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、耐震化率を令和12年度までに90%とすることを目標とする。

表5 防災上重要建築物の耐震化の現状と耐震化の目標（単位：％、棟）

令和4年3月現在

区分	昭和56年 6月以降の 建築物 ①	昭和56年 5月以前の 建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④	耐震化率の 目標(%) (平成27年 度末)
		内耐震性有③				
防災上重要 建築物	6	3 0	9	6	66.7	90
防災拠 点施設	2	1 0	3	2	66.7	
避難施 設	3	2 0	5	3	60.0	
緊急医 療施設	1	0 0	1	1	100.0	

3 住宅耐震化の実施計画

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取組むことが不可欠である。村は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組み方針とする。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

村民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制等を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図るものとする。

村は、木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合、「川内村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱」により診断費用の一部を負担する。

表 6-1 木造住宅耐震診断者派遣事業の概要

対象住宅	旧耐震基準により建設された戸建て住宅(昭和56年 5月31日以前建築着手)で、一般診断法で対象としている在来軸組工法、伝統的工法等による木造3 階建て以下の所有者自ら居住する住宅
診断費用の個人負担	1 診断 6,000 円
補助率	国 : 1 / 2 県: 1 / 4 村: 1 / 4

村は、木造住宅の所有者が耐震改修支援事業を行う場合、「川内村木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱」により改修費用の一部を補助する。

表 6-2 木造住宅耐震改修支援事業の概要

対象住宅	旧耐震基準により建設された戸建て住宅(昭和56年 5月31日以前建築着手)で、一般診断法で対象としている在来軸組工法、伝統的工法等による木造3 階建て以下の所有者自ら居住する住宅であって耐震診断事業で強度不足が判明した住宅
補助金額	一般耐震改修工事 改修費用の 1 / 2 以内かつ100万円以内の額 簡易耐震改修工事 改修費用の 1 / 2 以内かつ60万円以内の額 部分耐震改修工事 改修費用の 1 / 2 以内かつ60万円以内の額
補助率	国 : 1 / 2 県: 1 / 4 村: 1 / 4

(3) 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

① 適正な耐震診断体制の整備

「福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めることとする。

② 村民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修に関する各制度等を村広報誌、パンフレット等により広報するとともに、定期的な防災関連記事等の村広報誌への掲載に努め、村民の防災意識の向上を促す。

③ 耐震診断・改修の技術力の向上

村内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、福島県が実施する講習会等への参加を呼びかけます。

4 建築物耐震化の実施計画

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

① 事前の対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間をもつ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されている。このため村では、県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう指導する。

② 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物の応急危険度判定が必要な場合は、村は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、その体制整備を検討する。なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備を図る。

(2) 優先的に着手すべき建築物等の設定

① 優先的に着手すべき建築物

優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- ・地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物。
- ・耐震改修促進法の特定建築物
- ・木造住宅

② 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は表 7 のとおりとする。

表 7 村が地域防災計画で定める路線等

種 別		路線名等	緊急輸送路線確保区間等
緊急輸送路	国道	3 9 9 号	村内全線
	主要地方道	小野富岡線	村内全線
	県道	富岡大越線	村内全線
避難路等	避難路	避難地・施設等に通じる道路	
	避難地・施設等	小中学園、体育館等の公共施設及び各集会所	

5 その他耐震化を促進するための施策の概要

(1) ハザードマップの作成・公表

村では、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化した予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び避難所などの情報を地図上に図示したハザードマップを公表します。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

本村では、建設課を窓口として耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、村民からの建築相談に応じられるよう体制整備に努める。

なお、技術的な相談は福島県相双建設事務所、家具の転倒防止等災害予防全般については福島県生活環境部や、福島県相双地方振興局（県民生活課）、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センター及び建設工事紛争処理担当課及び福島県耐震化・リフォーム等推進協議会と連携して対応することとする。

(3) パンフレットの作成とその利活用

福島県が作成した耐震診断・耐震改修の概要及び支援制度等をまとめたパンフレットや広報パネル等を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努める。

また、今後作成が予定される耐震改修を促進するための福島県パンフレット等を活用し、建築物防災週間、違反建築物防止週間の機会、村の各種行事やイベント等の機会を捉え普及啓発を図る。

(4) 各行政区との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。

また、一人暮らしの高齢者世帯等災害弱者になりやすい世帯の把握は地域の協力がなければ難しく、今後も住民が団結して組織的に行動することが効果的であることから、行政区を中心とした自主防災組織の活動は極めて重要である。

村は、専門家や技術者は検討の支援・協力を福島県より受け、行政区単位での防災講習会や地区内における地震時の危険箇所点検を計画し、これを通じて耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努める。

(5) その他

本計画は、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し必要に応じて見直しを実施する。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり必要な事項は、別途定めるものとする。

資 料

- 資料 1 建築物の耐震化の現状
- 資料 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律第 6 条第 1 号建築物台帳
- 資料 3 建築物の耐震改修の促進に関する法律第 6 条第 1 号適合建築物台帳
- 資料 4 建築物の耐震改修の促進に関する法律第 6 条第 2 号適合建築物台帳
- 資料 5 建築物の耐震改修の促進に関する法律第 6 条第 3 号適合建築物台帳
- 資料 6 防災上重要建築物台帳

資料 1 住宅の耐震化の現状

川内村土地建築物課税台帳より（令和 4 年 3 月 2 3 日時点）

建築の時期	総数	住宅の構造	
		木造	非木造
昭和 55 年以前	8 6 9	8 6 4	5
昭和 56 年以降	5 8 1	5 4 5	3 6
計	1, 4 5 0	1, 4 0 9	4 1

- * 計画書へは、上記数値を下記によりまとめ記載した。
- * 木造は、木造及び防火木造とし、非木造は、鉄筋、鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他とした。
- * 平成 1 5 年に福島県が実施した耐震診断予備調査に基づき、昭和 5 5 年以前の木造住宅のうち 3 3 %を耐震性有とした。
- * 昭和 5 5 年以前の非木造住宅のうち、昭和 4 6 年以前のものは耐震性能がないものとみなした。